特集

考古学による部落史の試み

積山　洋／別所秀高

要　約

本稿は遺跡出土の牛馬骨を中心に、各種の歴史資料も用いつつ、牛馬に関わった人間の姿を古代から近世まで探ったものである。牛馬は古墳時代に日本列島に渡来して以来、なくてはならない大型家畜であった。その解体処理集団を意識した考古学研究はすでに二〇年の研究史があるものの、必ずしもこうしたテーマが定着したとは言い難い。また『大阪の部落史』以後の新資料は乏しい。本稿は、第一〇巻所収の旧稿等のエッセンスである。

はじめに

考古学とは、大昔のことを研究する学問だと思っている人が多い。しかし、発掘調査で出土するモノすべてを資料とするのが考古学であり、それゆえ、その研究対象は、時代を問わず非常に幅が広い。近年では中近世史の考古学もめざましい進展がみられ、必然的に、時に目だって出土する牛馬の骨に関心が寄せられつつある。

周知のとおり日本の牛馬解体集団は、中世以後の各地にいた様々な被差別集団の中核的存在であった。なかでも、現在の大阪府域をはじめ畿内では牛馬解体集団への差別が厳しかったので、この地域の発掘調査で出土する牛馬骨の資料は、被差別民研究において重要な資料となりうる。具体的には、牛馬の骨が多く出土したり、その骨に刃物傷があれば、それは解体処理が行われた痕跡であり、骨の出土が大規模であれば牛馬の解体処理集団がいたこと、あるいは骨製品の加工・生産（骨細工）が行

われたことを示すのである。
　こうした観点から歴史を解明する研究は、一九八〇年代の松井章氏の研究（松井一九八七）を嚆矢とするものの、まだまだ極めて細い糸でしかないのが現状である。その理由は単純で、「避けて通りたい」という研究者が圧倒的に多いことによる。そのなかで、一四年の歳月をかけた『大阪の部落史』全一〇巻に考古学の成果が組み込まれ、大阪府内の自治体に属する研究者一二名と大学の動物専門家が第一巻史料編の執筆に参加したことは、たいへん意義深いことであった。その結果、一二〇遺跡・三四〇例の牛馬骨出土例を集成することができた。
　ところで、考古学的な資料の扱いには、いくつかの問題点が指摘できる。被差別部落の調査例が少ないこと、たとえ牛馬骨が多数出土しても、被差別民の存在を示すと判断するのは困難であること、また牛馬骨は埋没後、土中で消滅してしまうことも多いことなどである。さらに決定的には、牛馬骨を含めた考古学的な資料から「賤視する」という過去の人間の心情を読み取ることはきわめて困難であり、民俗学や歴史学、さらには現代社会での経験則との類比・援用も必要であろう。また中世の場合、牛馬骨とともに出土する他の職能にかかわる遺物の検討も不可欠である。以上が本稿の前提である。

　なお、執筆は第一〇巻の担当を踏襲し、古代と近世を積山が、中世を別所が執筆した。

一　古代における牛馬の変遷

1　古墳時代の牛馬

中国史書『三国志』のいわゆる「魏志倭人伝」には、三世紀の倭国を、「その地、馬虎豹羊鵲無し。」とある。『大阪の部落史』第一巻の集成（積山・宮崎・別所編二〇〇五）によれば、ウマの骨がまとまって出土するのは古墳時代中期の五世紀からである。なかでも古い牛馬骨の出土は、北河内の寝屋川市楠木遺跡、中河内の大阪市長原遺跡の一帯に集中しており、日本列島に大量に渡来した馬は、最初に北河内と中河内の一角に定着したことがわかる。倭王権の「牧」が置かれていたのであろう。
　これらのウマの骨は、初期の須恵器（朝鮮半島に起源がある陶器）や、彼の地の様式を留めた韓式系土器に伴うことが多く、馬が朝鮮半島からの渡来人とともにやってきたことがわかる。また四條畷市蔀屋北遺跡のように、馬を丁寧に葬った墓や、東大阪市段上一号墳、大阪市長

原南口古墳のように、古墳葬送儀礼で殉殺されたものもある。これに加えて、古墳時代中・後期の古墳では乗馬用の馬具が広く出土し、騎馬戦に相応しい甲冑や、正装して威儀を正した馬形埴輪も多数出土する。ここから、馬の軍事的、権威象徴的な性格が明瞭に窺われる。

　中国吉林省の「広開土王碑」によると、三九一年から四〇四年まで、倭王は何度も朝鮮半島に出兵し、騎馬兵を含む高句麗軍に惨敗している。『日本書紀』応神一五年（五世紀初頭ごろ）八月条には「百済王、阿直岐を遣して、良馬二匹を貢る」とあり、倭王権は、騎馬兵を含む高句麗への対抗上、百済から馬を移入したのであろう。

　一方、ウシの骨は、多くは古墳時代後期に降り、六世紀前半ごろから出土例がみられる。継体天皇の墓とされる高槻市今城塚古墳をはじめ、牛形埴輪もそのころの古墳、しかも多くは前方後円墳から出土している。

　『日本書紀』には安閑天皇二（五三五）年九月、「牛を難波の大隅嶋と媛嶋松原に放て。ねがわくは名を後に垂れむ」とある。難波に牛牧を置くことが後世に名を残すほどの大事業と考えられたのは、王権自身の手により、収容地が大隅島と媛島の二箇所におよぶほど大量の牛を導入したからである。牛には馬ほどの軍事的性格はないが、その巨体による労働力、皮や肉などは王権にとって重要な資産となったであろう。

　古墳時代の牛馬はそれぞれ性格が異なるものの、王権にとっては重要な威信財であったということができる。なお、『日本書紀』仁賢六年（五世紀末ごろ）条には、須流枳（するき）、奴流枳（ぬるき）という牛馬の皮革資源を扱う職人が高句麗から渡来したと記されている。

2　飛鳥・奈良時代の牛馬

飛鳥時代　飛鳥時代には牛馬の性格に最初の変化が生じる（積山二〇〇七）。それは以下の二点で認められる。第一に、牛馬に役牛・役馬の性格が強まったことである。大阪市長原遺跡では七世紀前半〜中ごろのくぼ地から二二九点という多量の牛馬骨が出土し、刃物傷もみられた。古墳時代にはなかった大規模な解体処理の例である。「大化改新」により七世紀中ごろの孝徳朝の首都となった大阪市難波宮跡の南西部でも大規模な牛馬解体の跡が発見された。普通の出土例ではウマが圧倒的に多いにもかかわらず、ここでは逆で、ウシが七割以上を占めていた。牛馬が宮室の造営に大量に使役されたこと、宮の南西部は最古の官営動物解体場であったとみられる。

　七世紀後半の天武朝に副都となった難波では、大阪市森の宮遺跡でみつかったウマ頭蓋骨の後頭部に穴が開け

られた例があり、脳髄摘出の痕跡とみられた（図１）。八世紀以後の律令には「官の馬牛死なば、各皮、脳、角、胆を収れ。」（養老厩牧令官馬牛条）と、死体を資源として活用する規定があるが、その実態は七世紀には認められるのである（久保一九九九ａ）。ここでもウシ・ウマなど多量の骨が出土したが、イノシシ・イヌ・シカなども含む。難波宮の東隣に位置しており、宮造営時には南西部にあった動物解体工房がこちらに移ったのであろう。

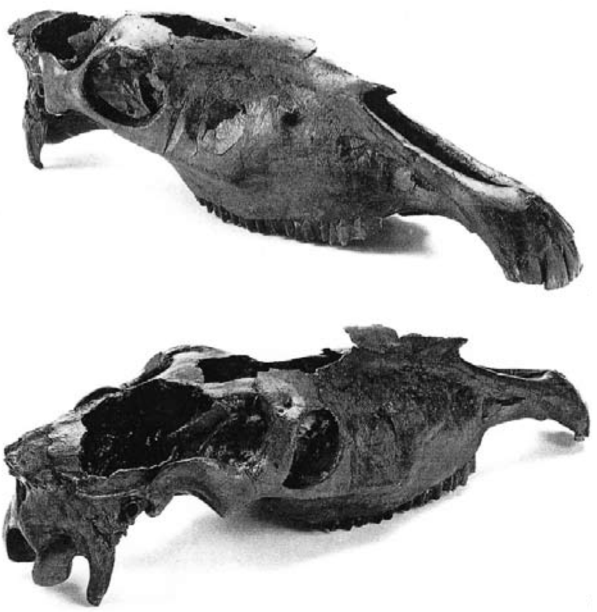

図１　森の宮遺跡で発見されたウマ頭骸骨
出典：大阪市文化財協会 1996『森の宮遺跡』Ⅱ

　第二に、牛馬は雨乞いなどの農耕祭祀や、大解除などの律令祭祀に不可欠の「犠牲」という性格を強めた。長原遺跡では七世紀前半以前の柱穴で、柱を抜いた後に、肉を除去したウシ一頭分の四肢骨を折りたたんで埋めた跡がみつかった。後述する『日本霊異記』によると、牛の四肢骨を用いた祭祀と肉食が、大陸より渡来した「漢神祭祀」として奈良時代に流行したが、それとの関連が指摘されている（久保一九九九ｂ）。白雉三（六五二）年完成の前期難波宮（難波長柄豊埼宮）では、水源となる泉の湧く場所で、木製祭祀具である最古の人形、斎串や土馬などとともに一頭分のウマ下顎骨が出土している。

　『日本書紀』によれば皇極元（六四二）年七月、牛馬を殺す雨乞いの祭祀を人々が行い、天武五（六七六）年八月には、疫病や災害の危機、穢れなどを祓う大解除に馬を犠牲とすることも始まり、年二回の国家的重要儀式となった。『続日本紀』では文武二（六九八）年四月以後、雨乞いで馬を神社に奉納するようになり、馬は牛以上に農業生産の根源である天候に強く働きかける、聖なる動物となっていく。

このように、飛鳥時代には古墳時代以上に、牛馬の役畜化と犠牲化が進行した。孝徳朝の首都、天武朝の副都であった難波でそれが明瞭に窺われるのは、牛馬が王権の膝下で国家的管理に置かれていたことを示すのである。

なお、仏教の殺生禁断思想に伴う肉食禁止令も、この時代に始まる。『日本書紀』天武四（六七五）年四月の詔、持統五年（六九一）六月の「酒宍」禁断令などがそれである。しかし、太古より日本人はイノシシ・シカを常食してきたこともあり、殺生禁断はまだ浸透していない。

奈良時代　奈良時代には、飛鳥時代にみられた牛馬の役畜化と犠牲化がより徹底して進行した。

都である奈良市平城京では「西市」に近い右京八条一坊の道路側溝から大量の牛馬骨が出土し、官営の牛馬解体・皮革生産の工房が存在したとみられる（松井二〇〇五）。中央政府の皮革生産には、百済や高句麗からの渡来系の工人が従事していた（養老職員令内蔵寮条、大蔵省条）。大阪府内では、中河内の長原遺跡の自然流路から、まる一頭分のウシを含む四六五点という大量の牛馬骨が出土した。ウシの骨には過酷な労働による関節面の変形が認められている。また、畿内では律令政府直営の官田で牛が耕作に使役された（養老田令置官田条）。このように、牛馬の役畜化はさらに徹底したことがわかる。

また、長原遺跡や八尾市志紀遺跡では水田を区画する畦畔や溝から牛馬の頭蓋骨・下顎骨などが出土し、雨乞いなどの農耕祭祀に用いられたと考えられる（『古語拾遺』御歳神の段には「牛宍」とあり、骨は肉つきだったかもしれない）。雨乞いの儀礼には土馬や、板に馬の絵を描いた絵馬も普及し、難波京や平城京、地方官衙などでよく出土する。難波宮では三三点ともっとも多くの絵馬が出土し、黒馬と白馬が描き分けられていた（江浦二〇〇五）。また大和の丹生川上社が雨乞いの聖地となり、『続日本紀』によると天平宝字七（七六三）年以後、祈雨には黒毛馬が、止雨には白馬が奉納されるようになる。

外来の漢神祭祀もかなり広がったようで、平安初期の『日本霊異記』中巻第五話によると、聖武朝のころ、難波の富裕な人が毎年、牛を殺して四足を廟に祀ったのち、食したため、地獄に落ちかけたとある。『続日本紀』などでは養老六年（七二二）から天平勝宝四年（七五二）までの間に、五度に及んで牛（馬）など動物の屠殺が禁じられている。降って延暦一〇（七九一）年九月一六日条には、諸国の百姓が「牛を殺し用いて漢神を祭ることを断て」とあり、『類聚国史』も延暦二〇（八〇一）年四月八日、「…牛を屠り神を祭ることを禁じ行う」とある。

すでに毎月六日間の殺生禁断も規定されていた（養老雑令月六斎条）が、さらにこうした禁令が度重なったのは、仏教の殺生禁断に関わらず、まだ広く肉食が行われていたためであろう（原田信男二〇〇五）。

奈良時代の牛馬は、飛鳥時代とはやや異なる犠牲像を示すことになった。その一つは雨乞いにみる馬の聖性化であり、土馬や絵馬などの代替品によって殺馬そのものは減っていく。今一つは役畜化がより徹底した牛への漢神信仰であり、こちらには代替品は少なく、実際の殺牛が広がっていく。

3　平安時代前期の牛馬

八世紀末、都は長岡へ遷り、さらに平安京へと遷った。その平安京にも平城京のような官営の牛馬の解体・皮革生産工房が右京八条二坊に置かれ、骨が大量に出土している（松井二〇〇五）。土馬は平安時代にもっとも盛行し、各種の祭祀具とともに、平安京をはじめ全国的に広く出土するようになる。漢神祭祀も、延暦年間にもっとも流行したようである（先述）。平安京では、宮外官衙という右京六条三坊で、九世紀の大溝から牛馬の骨とともに多量の土馬、木製の人形・陽物・斎串、人面墨画土器、ミニチュアかまど、モモ種などの祭祀具が出土した。『古語拾遺』御歳神の段にある農耕祭祀の品目と酷似する。都である平安京で農耕祭祀が行われたのは、都市の消費生活が地方の農業・水産業に極度に依存していたせいであろう。大阪府の河内では水田地域で牛馬骨が多く出土し、中世まで継続する農耕祭祀がより広範に行われた。

だが、平安京では平安前期のうちに次第に出土例が減り、一〇世紀には絶えてしまう。ここに、牛馬の性格に第二の変化があったと認められる。牛馬の解体処理集団が京内から排除されるのである（積山二〇〇七）。

その理由は、平安京の聖性化が図られ、「穢れ」が排除されたことにある。たとえば平安京の東を画して南流する鴨川は、『類聚国史』によると弘仁五（八一四）年五月以来、天皇家の禊の場となっていた。『続日本後紀』によると、承和一一（八四四）年一一月、平安京の守り神であった鴨社から、鴨川が穢れるとの訴えにより、上流での猪狩りとその解体が禁じられている。聖なる禊の場から動物の「血の穢れ」を排除しようとしたのである。

それが、延長五（九二七）年の『延喜式』では、「鴨御祖社の南辺は、四至の外に在りと雖も、濫僧、屠者等、居住すること得ざれ。」（臨時祭鴨四至外条）という禁令となる。下鴨社の南とは鴨川べりであり、その河原に牛馬解体集団が居住していたのである。八世紀の平城京で

は彼らはまだ京内にいて牛馬を解体したのに対し、一〇世紀には京外へ、さらには聖なる禊の場である鴨川からも排除されようとしたことがわかる。死牛馬の解体には血や骨、肉などが放つ強烈な臭いや汚水などの環境汚染が伴うが、これが「穢れ」とされた（松井二〇〇五）。それゆえ、都から排除しようとしたのであるが、その実効性がどの程度であったかは不明である。ただ、こうして平安京における牛馬解体集団の国家的管理も終焉に向かったのであろう。

重要なのは、九世紀から一〇世紀前半にかけて、このような事態が平安京で進行したことである。当時の律令制は、税体系の動揺によって次第に危機に陥りつつあった。そのなかで、平安貴族らがあくまでも都を保守し、正統化しようとすれば、地方村落の農業・水産業に依拠しつつ王城の聖域化を図らざるをえなかったであろう。平安京の聖性を代表するのは、いうまでもなく王権つまり天皇である。九世紀後半以後、王権も「聖なる天皇」への転換を図ったとされる（伊藤二〇〇二）ことは、その対極に同時進行で、「穢れ」の排除と卑賤観を生み出すことになったと思われる。それゆえ、遅くとも『延喜式』のころには、のちの日本中世社会を広く覆った「穢れ」への恐怖と拒否、それに携わる牛馬解体集団への差別観念が目立ち始めるのである（大山一九七八）。

二　中世の被差別民

被差別部落の起源が中世にまで遡るのか否かということは長年の議論であるが、研究者のイデオロギーや被差別部落の要素、その定義で解釈は大きく異なるところである。『魏書東夷伝倭人条』にみられる生口、律令制にもとづく五色の賤のように、社会的底辺に追いやられた賤民は有史以降、確実に存在した。また、『延喜式』にみえる鴨御祖社（かものみおやしゃ）から排除された屠者や濫僧は、集団で行動していたであろうから、この頃までには「部落」としての祖型ができていたとも解釈できよう。いっぽうでは網野善彦に代表される中世の非農業民研究（網野一九七八）は、無縁の地における職能民や芸能民の活動を明らかにし、歴史学のみならず考古学的な中世史研究にも多少なりとも影響を与えた。

職能民でもある供御人は律令制が実質的に崩壊した一〇世紀以降に、贄を天皇家に貢納するかわりに、諸課役免除や津・泊・関・渡の自由通行権、独占的漁業権などさまざまな特権が付与された特権集団である。このような集団は所管によって供御人（天皇家・公家）、供祭人・

神人（神社）、寄人（寺院）などと呼び分けられるが、本質的には同じような活動をしていた。御厨と呼ばれる水域（のちに陸域も含む）が供御人をはじめとする特権集団の実質的な縄張りであったが、特権集団の間には利害対立があり、しばしば縄張りをめぐって争っていた。たとえば、『石山寺縁起絵巻』には石山寺の僧（寄人）が彼らの漁場を荒らしている供御人を追い払う様子が描かれている。また、『山槐記』応保元（一一六一）年九月一七日の大江御厨の訴えには「停止法通寺妨、如旧可随進止事」とあり、後述する西ノ辻供御人が法通寺寄人と争っていた。

　ここでは東大阪市西ノ辻遺跡と尼崎市大物遺跡を例に供御人あるいは神人と称された中世の特権的職能集団を考古資料と歴史資料を対照させながら、彼らの特徴的な活動痕跡を紹介する（別所二〇〇五・丸山ほか二〇〇九）。

1　大江御厨の衰退と西ノ辻遺跡

『類聚国史』巻第三三「御厨」には、「淳和天皇天長八年五月戊申。河内国供御。堤外赤江。堤内赤江二処。定竹門江。賀沼絶間江。大治江三処。又停摂津国供御江四処。」とみえ、九世紀頃までには摂津国および河内国には供御（御厨）が成立していた。また、『山科家旧蔵文書』元永二（一一一九）年七月一六日官宣旨には「応遣官使、任延喜五年国司請文、令検注言上大江御厨四至并供御人交名在家免田地所等事」とみえ、延喜五（九〇五）年に河内国に大江御厨が成立し、その領域や供御人の定員が設けられた。

　『水走文書』によると、水走家が平安時代末頃から室町時代にかけて大江御厨と深く関わっていたことがわかる。建長四（一二五二）年六月三日の藤原（水走）康高譲状には「一、大江御厨山本河俣両執当職并　御　宣旨　御牒　大治長承里券　氷野河并広見池細江等」とあり、その財産目録には「左衛門尉藤原康高之先祖伝之諸職私領也」とみえ、水走氏は玉串川（吉田川）水系を含む生駒西麓域を指す山本や旧大和川の分流である長瀬川水系を指す河俣、北河内の低地部に広がっていた広見池（のちの新開池・深野池）、寝屋川水系である氷野河一帯を管理し、兄部（このこうべ）として供御人を統率していたと解釈できる。玉串川の分流である吉田川の自然堤防上にある式内大津神社周辺には「古水走（ふるみずはや）」という小字が残り、その社名や小字からは付近に水走氏の漁業拠点が置かれていたと想像される。水走家は始祖季忠の治承八（一一八四）年以来、代々大江御厨を受け継いできたが、至徳元（一三八四）年の忠夏譲状からは大江御厨山本の執当職が抜け

落ちている点に注目しておく。

いっぽう東大阪市西ノ辻遺跡は大津神社の東方に位置し、生駒山西麓の扇状地扇端に立地する弥生時代から中世にかけての複合遺跡である。この遺跡では古代から中世にかけての牛馬骨が出土することが知られていた。なかでも近鉄けいはんな線新石切駅の地下からは、自然流路に隣接する平安時代末（一二世紀）から室町時代初め（一四世紀）の溝から、破片数で三〇〇〇点以上の牛馬骨が散乱状態で出土している。この溝はL字型の平面形をなし、最大幅一〇メートル、深さ一・五メートル、全長約八〇メートルにわたる。その上流部には堰が設けられており、自然流路から取水し、下流側で再び同じ流路に排水する仕組みをもつ。溝の堆積層の特徴から、溝は常時、滞水していたと判断され、その両岸で牛馬の解体が行われていたと考えられる（図2）。溝から出土したウマやウシは最小個体数でそれぞれ一六個体、一二個体を数え、このほかに少数のイヌやサル、鳥類の骨が含まれていた。ウマやウシの骨には、部位の成長が十分でないもの、乳歯から永久歯への生え替わりが終わっていないもの、生え替わってもエナメル質の摩耗が進んでいないもの、四肢骨や椎骨の骨端部が未癒合のものなど、若い個体の比率が高く、若獣を屠殺していたと考えられる。

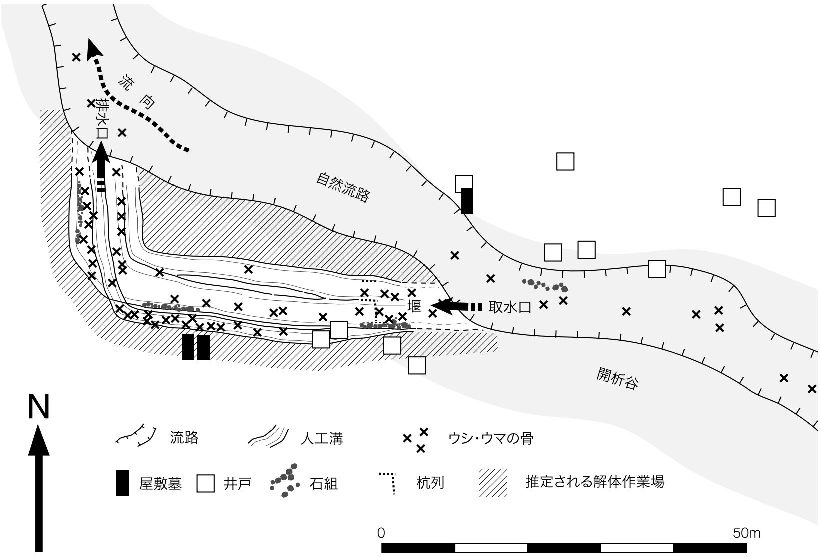

図２　西ノ辻遺跡でみつかった平安から鎌倉時代の溝と獣骨出土地点
出典：別所 2005

さらに西ノ辻遺跡では、漁網に取り付けられていたと判断される五二点の土錘が土坑から出土しているほか、同遺跡だけで合計数百点におよぶ漁網錘が確認されており、漁撈も盛んに行われていた。また、金属の鋳型や鞴羽口の出土は鋳物師や鍛冶、多数の曲物の出土は木地師や檜物師、多数の石臼や石鍋は石工の存在を示唆するほか、多数の蘇民将来護符が確認されており、陰陽道と関連する呪術師の存在も確認できる。以上の特徴的な遺物・遺構をもつ中世の西ノ辻の住人が多様な職能をもっていたことを示し、まさに西ノ辻の住人が大江御厨の供御人であったといえよう。ところが、西ノ辻遺跡にみられるこのような多様な活動の痕跡は、一四世紀後半を境に途絶した。西ノ辻遺跡は先にみた水走家が支配する大江御厨のうち山本にあり、水走家の執当職から同地が抜け落ちた時期と一致する。このことは水走氏が当地の権益を失うともに、西ノ辻供御人も特権を剥奪されことを表している。この背景には水走氏が建武三（一三三六）年の湊川の戦いで敗れた南朝側についたことにあったのだろう。

2　長洲御厨の拡張と大物遺跡

摂津国長洲御厨はかつての神崎川河口付近一帯を指した。もと東大寺領猪名荘の一部であったが、応徳元（一〇八四）年に鴨御祖社が神饌の不足分を補うために御厨を設定したことから、約二〇〇年にわたり両者の間で縄張り争いをするようになった。長洲御厨の漁民は康和年間（一〇九九～一一〇三）にはわずか三八人であったが、元永元（一一一八）年には御厨の神人の総数はおよそ五〇〇人、応保元（一一六一）年には神人の在家が一〇〇〇軒に達した（羽原一九七七）。このような急激な神人の増加の背景には、神崎川の発達によって河口に陸域が広がり、これに呼応して長洲御厨が下流側へ向かって次々と漁業拠点を開発していったことが指摘できる。すなわち、長承年間（一一三二～一一三四）に神崎川河口が長洲浜の南側まで延伸し、穏やかな入江に大物浜が営まれ、また、神崎川分流の自然堤防に遅くとも長承年間（一一三二～一一三四）までに杭瀬浜が、さらに、久安年間（一一四五～一一五〇）までには大物浜の南側に達した神崎川の河口では尼崎浜が開発された。

尼崎市大物遺跡は、神崎川河口の浜堤もしくは砂州上に位置する平安時代から鎌倉時代にかけての遺跡で、大物浜の一部であったとみられる。一九九五年に実施された第一次調査では、調査地北縁で浜堤背後の堤間湿地と考えられる凹地がみつかり、これを充填する堆積層のう

ちとくに有機物に富んだ層準からは、平安時代末から鎌倉時代の陶磁器とともに、保存状態の良い多数の動物遺存体や人骨が散乱状態で出土した（尼崎市教育委員会二〇〇一、丸山ほか二〇〇五）。動物遺存体のうち、種名や部位が同定できた破片は、七一六点におよび、平安時代末から鎌倉時代層から出土した動物遺存体のなかでは、イヌ、ヒト、ニホンジカがきわめて多く、ウマやウシの出現頻度は一〇％を下回る。また、ニホンジカを部位別でみると、枝角や中手骨、中足骨が多く、これらから作られた骨角製品やそれらの未製品も多数出土している。魚類ではマダイをはじめとするタイ類、貝類ではヤマトシジミやアカニシ、ハマグリ、カガミガイのように河口の汽水域から内湾砂底に棲息する種がきわめて多く、遺跡周辺の環境をよく反映しているといえる。

この凹地の堆積層には漁網錘として使われた土錘や石錘が含まれ、石鍋、硯などもみられるが、とくに注目されるのは一三世紀前半の層準から出土した約一〇〇〇点の経石である。これらは法華三部経である無量義経、妙法蓮華経、仏説観普賢菩薩行法経の一部が、円礫の表面に墨書されたものである（尼崎市教育委員会二〇〇五）。以上のような多様な活動の証拠は、大物遺跡の住人もまた、西ノ辻供御人と同様、漁撈をはじめとするさまざまな職能を持っていたことを示す。

いっぽう、大物遺跡の北方約一キロメートルの金楽寺貝塚では、アカガイやシジミなどの貝類、タイやカエル、スッポンなどとともに、平安時代前期から中期の蛸壺や土錘などの漁具が多数出土している。また、イヌやウシ、ウマもみられ、とくにウシやウマの骨には切断した痕跡があるとされている（村川一九六六）。この遺跡もまた浜堤上に位置し、周辺は長洲浜に比定され、漁業拠点となっていたようだ。金楽寺貝塚でこのような活動痕跡を残した人々は、長洲御厨成立後、「新出地」である大物浜に居住地を見出したと考えられている（尼崎市教育委員会一九八二）。

3　供御人や神人の活動展開

西ノ辻遺跡や大物遺跡にみられるように供御人や神人は単なる漁撈民ではなく、多様な職能民であったことが考古学的にも明らかになった。御厨の消長と考古学的にみた供御人・神人の動向が一致していることも確かめられた。また、長洲御厨では神崎川河口の発達に呼応し、漁業拠点を開発していったことは先に述べたが、供御人や神人などの特権集団には自然の作用によって新しくできた土地に素早く反応し、積極的に漁業拠点や耕作地を

開発しようとする意図が読み取れる。寿永三（一一八四）年の『水走文書』「源康忠解案」には「有福名水走開発田」とあり、その場所は「河内郡八条曽禰崎里」、「同郡九条津辺里」、「同郡七条水走里」に比定されている（布施市史編纂委員会編一九六二）。これらの比定地は現在の恩智川に沿った吉田川と生駒山麓の扇状地に挟まれた湿地にあたり、当時は耕作地としては不向きであったと考えられる。このような土地開発を裏付ける証拠は西ノ辻遺跡に隣接する鬼虎川遺跡やその北方の北島遺跡でみられ、山地から供給される土砂によって湿地が埋め立てられた直後に水田や畑が開発されていたことが明らかになっている（例えば松田一九九六）。このように自らの活動の場を拡げるために、新しくできた土地＝無縁の領域に進出したことも、供御人や神人などの特権集団の特徴的な活動の一つである。

三　近世の牛馬骨

1　摂河泉での出土例の急減

天正一一（一五八三）年、本能寺で落命した織田信長に替わって覇権を握った豊臣秀吉が、大坂城の建設に着手する。これが近世の大坂の直接の基礎となった。ここでは大坂築城以後を近世として取り扱い、慶長三（一五九八）年に大坂城三ノ丸の建設が始まるまでを豊臣前期、慶長二〇（一六一五）年の大坂夏の陣で豊臣氏が滅ぶまでを豊臣後期、それ以後を徳川期と区分して扱うが、この区分は摂津・河内・和泉の全域に及ぶものではない。

さて、近世の牛馬骨は、古代・中世に比べて、遺跡数、出土例ともかなり減少する。とくに河内での減少が著しく、北河内ではほとんど出土しなくなる。中河内でも、六件七例に激減する。

牛馬骨の出土が急減する理由はふたつ考えられる。そのひとつは大規模な牛馬解体システムが生まれ、斃牛馬処理が特定の場所に集中したことである。中河内では更池村、和泉では南王子村がよく知られている。前者には骨の捨て場と思われる「骨塚」があり、牛馬解体拠点の有力な候補地であろう。また後者の草場権は二三八箇村にも及んだが、それでも、北は現堺市の塩穴、南は貝塚市の島村の草場と接する範囲であり、中世の郷・庄の規模という（中尾一九九二）。和泉では塩穴村・南王子村、島村などに牛馬の解体処理拠点があったことがわかる。このうち、島村の一角とされる貝塚市東遺跡では一八世紀から一九世紀にいたる多くの遺構から獣骨が出土して

いる。ウシ・ウマの骨は当然、出土したが、大多数は四肢骨に限られる。また、意外にも解体痕のあるイヌ・ネコの骨の方が多く（三味線と関連するか）、まだ全貌をとらえるにはいたらない。

もうひとつは、骨の資源利用が進んだことである。後述する牛の角細工は中世後期の堺にはあったようだが、骨細工は近世初期に入って、明確になってくる。その製品には櫛払（くしばらい）（後述）などがあり、従来は捨てていた牛馬骨を原材料とする新たな産業として骨細工が成立したものとみられる。また、骨粉が肥料に利用されるようになったことも見逃せない。その中心となった薩摩藩はシラス台地の酸性土壌を改良するため、アルカリ性の動物骨を必要とし、各地から大量に買い付けた（松井二〇〇四）。

つまり、斃牛馬解体処理の再編によって草場権、旦那場権が成立し、大規模な牛馬解体システムが生まれたこと、そして、牛馬骨の資源利用という新たな産業が成立したこと、このふたつの理由により、近世の骨の出土が減ったのであろう。さらには、これらと表裏の関係にある骨や皮革の流通システムも整ってきたことであろう。

2　大坂出土の牛馬骨

大坂の都市部では牛馬骨を材料とする骨細工の出土例が多い。ここではその代表的な例として、大阪市中央区住友銅吹所跡出土の加工骨を紹介する。住友銅吹所は、寛永一三（一六三六）年、大阪市を南北に貫く上町台地を西へ下った天満砂州の低湿地で創業した。発掘調査によって江戸時代では世界最大級の銅精錬工場の遺跡がみつかったが、それに先立つ近世初期のゴミ捨て穴から、加工された大量の牛馬骨が発見された。このゴミ捨て穴は、文禄三（一五九四）年より新しく、また元和八（一六二二）年より古い地層に属する。

ここでみつかったのは、三八三点のウマ・ウシの骨であり、上腕骨（ウマのみ）・橈骨・中手骨・大腿骨・脛骨・中足骨と、四肢骨に限られる。そのほとんどすべてに、さまざまな加工が施されていた。別の場所で解体された牛馬から、四肢骨だけがこの地に持ち込まれ、これを材料として骨製品を生産していたのである。

これらの骨片は、以下のように大きく六種類に分類された。Ⅰ類：骨幹（骨の中央部分）の一端を切断したもの。Ⅱ類：両端を切断したもの。Ⅲ類：切断した骨を縦に打ち割ったもの。Ⅳ類：打ち割った骨を削ったり磨いたりして板状にしたもの。Ⅴ類：板状の骨の一端に鋸（のこぎり）で櫛歯を挽きだしたもの。Ⅵ類：さらに削り、研磨し、穿孔するなど仕上げの細部加工が施されたもの。

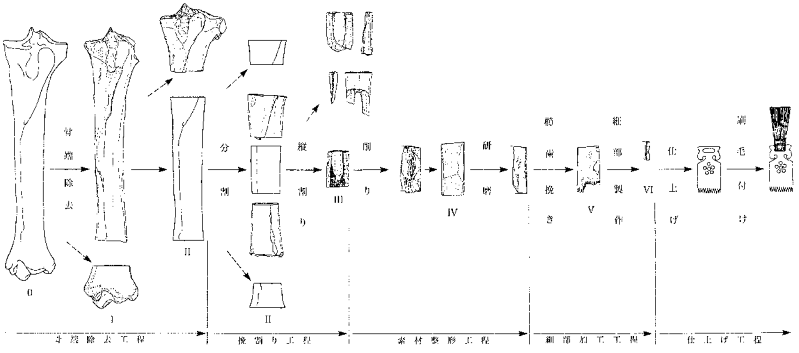

図３　櫛払の製作工程復原図
出典：久保和士 1999ｃ

　Ⅰ類は主に四肢骨の一端を切断した骨幹と骨端の二点である。骨端はもろいので捨てられる。残った丈夫な骨幹と、これを長さ五～六センチに小分けしたのがⅡ類である。これを縦割りした素材がⅢ類、平滑な板状にした素材がⅣ類、さらに加工を施して製品にする工程にあたるのがⅤ・Ⅵ類である（図３）。当然ながら、完成した製品は出荷されるから残っておらず、出土品のほとんどはその工程で生じた失敗作か、素材としての品質が悪くて棄てられたものであった。その製品とはなんだろうか。調べてみると、大名家の調度品などの伝世品から、櫛払であることが突き止められた。櫛払とは櫛を掃除する道具で、骨板の下部に挽き出した歯の部分で櫛の歯の間の汚れを掻き出し、上部にとりつけた植物繊維の刷毛で汚れを払い落としたのである（久保一九九九）。

　久保は、牛馬の解体処理と骨の流通システム、そして骨細工という分業の成立が近世都市大坂の成立と密接に関連するとし、またその背後に賤民集団の存在を想定した。ここまで踏み込んだ考古学の研究は初めてであった。

　現在のところ、大坂の骨細工は豊臣後期からみられる。中央区森の宮遺跡、同区大坂城下町遺跡の二例がそれであり、前者は一応は城内とはいえ、開発の度合いが低い惣構えの低湿地にあたり、住友銅吹所跡もほぼ同様の立地であった。後者も低湿地ではあるが、道修町の繁華街にあたる。骨細工の立地には、悪条件の住友銅吹所跡・森の宮遺跡がある反面、当初から繁華街という好条件の地で操業するという道修町の例もあったわけである。

　徳川期の骨細工は大坂の城下町で、いくつもみつかっている。中央区瓦町二丁目（二箇所、一七世紀中ごろと後

半）、同区備後町や平野町三丁目の例も、やはり一七世紀後半までの骨細工である。豊臣期には城内であった上町台地西斜面では、中央区内平野町三丁目（一七世紀後半）、和泉町一丁目（一七世紀末以後）などの例がある。

このようにみてくると、骨細工は元和（一六一五～一六二三）のころまでは、森の宮遺跡・住友銅吹所跡遺跡のように町場の周縁部で行われる一方、道修町のように船場の繁華街にも存在したが、寛永(一六二四～一六四四)ごろから船場など城下町の中心へかなり集中的に進出したことがわかる。この転換は慶長二〇（一六一五）年の夏の陣で大坂が灰燼に帰したのちの、都市再開発の時期にあたり、牛馬の骨が手工業製品の純然たる原材料として扱われるようになったことを示すのであろう。

3　堺出土の牛馬骨

中世の自治都市・自由都市・環濠都市として知られる堺でも、少なからず牛馬骨が出土する。

堺の獣骨出土例から窺えるのは以下の二点である。一つは、角細工が目立つことであり、しかもそれは中世の一六世紀以来、数箇所で発見され、地点ごとの移動はあっても、継続的にみられる。角細工の素材には古来、シカが供されたが、堺では堺区甲斐町西一丁、同区九間町東三丁、同区市之町東三丁などでウシの例もみられた。

甲斐町西一丁では中世の一六世紀に遡る例も知られている。ウシの角細工が遅くとも一六世紀まで遡ることは、ウシの角が手工業の原材料として流通していたことを示すものである。

二つめには、九間町東三丁のシカ、熊野町東五丁のウマの四肢骨の中に、もとはつながった状態でその地に持ち込まれた例がみられることである。ヒトの手首と肘の間の前腕骨が橈骨と尺骨からなるように、哺乳類ではこのふたつの骨が対（セット）を成しており、同一個体と認定できる出土状態ならば、それは、もとは肉付きの状態であったことになる。熊野町東五丁のウマは、足先を構成する基節骨と中節骨、末節骨がつながった状態で出土しており、骨だけが、それも足先だけが持ち込まれたとは考えがたい。九間町東三丁のシカには刃物傷（解体痕）があり、出土地点付近で肉付きの四肢骨から刃物で肉を分離したのであろう。これらの四肢骨は「枝肉」のような状態で堺に搬入されたのである。実は、甲斐町西一丁では一四世紀末から一五世紀前半という中世のウマで同じ例があることは見逃せない。つまり、遅くとも中世後期には鹿と牛馬の「枝肉」の存在を認めねばなるまい。ただ、表皮の有無や、生肉状態なのか、塩漬けなの

か、燻製だったのかなどは不明である。

どうであれ、環濠都市に搬入された鹿や馬の「枝肉」はすでに純然たる食材の姿である。日本古来の食肉である鹿肉はともかく、馬肉はすでに「穢れた存在」とはみられていなかったのであろうか。史料上は宝暦・寛政のころ（一八世紀後半）、岸和田藩地方奉行が島村に対して牛肉の調達を依頼した書状があり、食肉生産が成立していたようだが、一方で牛肉を不浄とする観念もなお強かった（のび一九九八）ことからみると、案外、「人目をしのんで食べた」というのが、近世初期の実状なのかもしれない。

※大阪府内の牛馬骨出土遺跡の具体例は、大阪の部落史委員会二〇〇五『大阪の部落史』第一巻を参照されたい。

注

尼崎市教育委員会一九八二『尼崎市金楽寺貝塚Ⅱ』。
尼崎市教育委員会二〇〇一『尼崎市埋蔵文化財調査年報平成七年度（二）―大物遺跡第一次調査概要その二』。
尼崎市教育委員会二〇〇五『尼崎市埋蔵文化財調査年報平成七年度（六）―大物遺跡第一次調査概要その五』。
網野善彦一九七八『無縁・公界・楽―日本中世の自由と平和』平凡社。
伊藤喜良二〇〇二「王権をめぐる穢れ・恐怖・差別」『岩波講座　天皇と王権を考える』第七巻（ジェンダーと差別）、岩波書店。
江浦洋二〇〇五「難波宮跡出土絵馬雑考」『考古学論集』第六集。
大山喬平一九七八「中世の身分制と国家」『日本中世農村史の研究』岩波書店。
久保和士一九九九ａ「森の宮遺跡の動物遺体」『動物と人間の考古学』真陽社（初出一九九六）。
久保和士一九九九ｂ「牛骨を埋めた柱穴について」『動物と人間の考古学』真陽社（初出一九九九）。
久保和士一九九九ｃ「動物遺体からみた町場縁辺の開発」『動物と人間の考古学』真陽社（初出一九九八）。
積山洋・宮崎泰史・別所秀高編二〇〇五「考古篇」、大阪の部落史委員会『大阪の部落史』第一巻、解放出版社。
積山洋二〇〇七「牛馬観の変遷と日本古代都城」『古代文化』第五九巻第一号、古代学協会。
中尾健次一九九一「近世の被差別部落」『大阪府史』第七巻、大阪府。
のびしょうじ一九九八『食肉の部落史』明石書店。

羽原又吉一九七七『日本古代漁業経済史（再版）』ジャパン・パブリッシャーズ。
原田信男二〇〇五『歴史のなかの米と肉』平凡社ライブラリー（初出一九九三）。
布施市史編纂委員会一九六二『布施市史』第一巻。
別所秀高二〇〇五「河内国大江御厨供御人の多様な活動とその消長—大阪府西ノ辻遺跡の事例より」『部落解放研究』第一六五号。
松井章一九八七「養老厩牧令の考古学的考察」『信濃』第三九巻第四号。
松井章二〇〇四「近世初頭における斃牛馬処理・流通システムの変容」『文化の多様性と比較考古学』考古学研究会五〇周年記念論文集。
松井章二〇〇五「考古学から見た動物と日本人の歴史」『周縁文化と身分制』思文閣出版。
松田順一郎一九九六「遺構」『北島遺跡の耕作地跡と古環境—寝屋川南部流域植付ポンプ場土木工事に伴う北島遺跡第一次発掘調査報告書』東大阪市文化財協会。
丸山真史・藤澤珠織・松井章二〇〇五「大物遺跡出土の人骨および動物依存体について」尼崎市教育委員会二〇〇五所収。
丸山真史・別所秀高・松井章二〇〇九「動物考古学と差別問題」寺木伸明・中尾健次編著『部落史研究からの発信』第一巻前近代編　解放出版社。
村川行弘一九六六「平安時代の遺物と遺跡」『尼崎市史』第一巻　尼崎市役所。